0021516000

③

0021516-000

６００－２４

日本国民経済小史

栗栖赳夫・著

啓明社

昭和５

ADC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

中央大學教授
法學士 栗栖赳夫著

日本國民經濟小史

啓明社刊行

600-24

緒言

本書は極々簡單に日本國民の經濟的發達の過程を示さむが爲めの試みである。故に本書に於ては專ら

(イ) 我が國民經濟現象を研究の對象とし、

(ロ) 沿革的研究方法即ち史學的研究方法を採用し、

(ハ) 我國民の經濟的發達其のものの（經濟思潮に就ては論及せざることとした）闡明を目標とした。而して本書の記述は

(ニ) 簡略平易、極大要を捉へることを以て其の方針とした。

元來本書は中央大學に於ける講議案として書いたものであるが求めらるる儘に之に多少筆を加へて公にする次第である。

日本國民經濟小史

目次

第一章　上古時代に於ける經濟狀態……一
一　社會及土地制度……一
二　農、工、商業及交通……五
第二章　中古時代に於ける經濟狀態……一三
一　社會及土地制度……一三
二　農、工、商業及交通……二一
第三章　中世時代に於ける經濟狀態……二九
一　社會及土地制度……二九
二　農、工、商業及交通……三三
第四章　近世時代に於ける經濟狀態……三六

一　社會及土地制度……三六
二　農、工、商業及交通……三九
第五章　上古に於ける饑饉と貧民……四三
第六章　萬葉集に現はれた貧者の生活……四九
第七章　上古末期に於ける土地分配の不均等……五七
第八章　中古に於ける役身折酬及奴隷……六三
第九章　奴隷の賣買其の他……六八
第十章　中古の救貧事業……七四
第十一章　明治維新の改革と國民經濟……八九
第十二章　明治十年頃の國債取引と明治四十年頃の信託業……九三
——（目次終）——

日本國民經濟小史

中央大學教授
法學士　栗栖赳夫著

第一章　上古時代に於ける經濟狀態

社會及土地制度

上古の意義

本稿に於て上古と稱するは一般史の時代區分法に從ひ神武天皇御即位の年（日本暦紀元年、西暦紀元前六六〇年）より大化の改新（日本暦一三〇五年西暦六四五年）に至る約一千三百年の間を指すことと爲し度い。

氏族制度

此の時代に於て我社會組織の基礎を爲したものは氏族制度である。氏は元來血緣を同じうする者の團體であつて、古くは政治、宗教、經濟上の諸活動の單位となつたものであるが、年を追うて人口が增加し、社會

が發達するに從つて氏の中に血緣を異にする者を包含するに至つたと同時に徐々に經濟單位としての存在を失ひ、終に氏は壞れるに至つた。氏には血統に從つて尊卑の別があり、天孫の直系たる皇室が最も尊く、次は皇室より分れ出た諸氏、其の次は天神地祇の後裔であつて、其の次は上古外國から歸化した人々の子孫であつた（新撰姓氏錄參引）。大なる氏は數多の小氏に分れ、小氏は數家から成立し、一家は普通三四代の人を包容し、其の人數は五六十人乃至八九十人位であつたらう。正嫡の男子が家長として一家を治め、氏の上が氏を統べた。氏には血緣に關係なき部、又は部曲竝に奴婢が隷屬してをつた。何れも謂はば氏の上の私有民であつて囚虜、犯罪者及其の家族子孫から成立してをつた。部に屬する人々は氏の職業に從事し、奴婢は部民よりも位置が低く賤務雜役に從事した。此の時代に於ては奴婢の數は未だ多くな

かつた。此の點は中古の前半卽ち奈良朝時代と異る。氏には一定の職業があつて之を世襲し、氏の名稱の如きも其の職業に基因するものが多い。

土地の領有又は用益

日本民族の間に於て土地の領有若くは用益に關する制度は既に先史時代卽ち神代に於て其の發芽を見た。古事記、日本書紀、祝詞、其の他の古文獻に散見する傳說は土地の領有權若くは用益權に關する觀念が多かれ少かれ發生してゐたことを證する。併し乍ら先史時代は勿論のこと上古時代に於ても土地の公法的領有權と私法的領有權とは未だ分離してゐなかつた。從て天皇は各氏の領有する土地に對して直接に支配する權能なく、ただ各氏の上を通じて間接に之を爲し得るに過ぎなかつた。土地の共同耕作が行はれてゐたか否かに付ては議論がある。小作制度は晩くとも本時代の末期に行はれてゐた。土地

土地面積の測定單位

の面積を測定する單位には。代(しろ)が使用せられた。代は初めは概數であつたと思はるるが、後には高麗尺に依る五歩(一歩は方六尺)に當ると謂はれる。

皇室御料地

上古の土地を分つて皇室御料地、氏の領有地及社寺領地と爲すことが出來る。皇室御料地は征服、開墾、沒收、徵發又は獻進等に因つて出來たものであつて、之を細分して御縣、屯田、御名代(又は御子代)地と爲すことが出來る。御縣とは大和に存在した六箇所の御料地を指す。屯田は土地の開拓が進むに連れ全國各地に設けられた。御名代の地とは天皇、皇后、皇子等の御名を特に後世に傳へむが爲に地を定め部民を置かれ之に其の御名を負はしたものである。氏の領有地は田莊(なりどころ、たどころ)と稱し、多く賜地、開墾等に因つて出來た。皇室の御料地が原野の開墾に因つて著しく增加したと同時に田莊も氏の開墾に因

田莊

つて著しく增加した。殊に此の時代の末期に至ると勢力ある氏は原野のみならず他人の林野池澤をも掠墾して田莊と爲し、大伴、物部、蘇我の如き大氏は數萬頃の田莊を有するやうになり、又他面には容針の小地をも有つてゐない人々が出來て、土地分配の狀態は頗る平均を失した。次に崇神天皇の時に神居と皇居が分離して以來皇室又は氏の上が土地を神に獻納する風が始まり、之が神社領となつた。又欽明天皇の十三年に佛教が百濟から傳來して以來佛教が國中に擴まり、矢張皇室や氏の上が田宅を寄進し寺院を營造する習を生じた。之が寺院領の發生である。

神社領及寺院領

二　農、工、商業及交通

土地の開拓と人口增加

先史時代卽ち神代から土地の開墾、耕作が行はれたことは古文獻が證する。併し乍ら上古の初期に至るも原野林澤が國土の大部分を被

うてゐた。然るに日本人の著しい人口增加と多數外國人の歸化は國民を驅つて土地の開墾に從事せしむるに至り、國土は年を逐うて田圃と化して行つた。皇族、氏の人々は夫々豐饒なる處女地を求めて其の地に移住し之を開墾した。之は和氣王分住の狀況又は播磨風土記等を見れば能く判る。朝廷に於ては國土の開拓に伴ひ新に國又は縣を設置し、夫々國造又は縣主等を任命せられた。故に國縣增設の狀況から推測しても國土の開拓が如何に進んで行つたかといふことを窺ふことが出來る。

農業は國民的生業

此の時代に於て農業は國民的生業であつて、國民經濟の發達、國富の增殖は一に土地の開墾、農業の發達に懸つてをつた。從て朝廷に於ては勸農を以て國家の主要な政務と考へ自ら土地を開墾し、灌漑設備に意を用ひ、又氏の私墾を奬勵する爲に墾地を開墾者に下付せられた。

耕作物

國民の主要耕作物は稻であつたが、麥、稗、粟、大豆、小豆、蔬菜、大根、瓜類の栽培も亦行はれた。楮、梶、苧、麻等の纖維植物も栽培せられた。藍、茜等の染用植物も栽培せられたであらうか。稻の栽培は摘田法を普通とした。又中頃以後は支那、朝鮮の刺戟を受けて養蠶業が起り、桑樹の栽培が頗る奬勵せられた。牛馬犬豚等の家畜の飼育も行はれた。又外國との交通が開けて家屋の建築に大變化を來し、森林の伐採が盛んとなつた結果山林を保護し又植林を爲す爲に山部山守部が置かれた。

養蠶業

林業

上古の中葉朝鮮半島の諸國が我國に服屬し、朝鮮支那との交通が開け、彼土の優秀な文化と技術が我國に流入するやうになつてから我國の工業に一大發達を齎した。殊に欽明天皇の十三年に佛教が渡來して以來佛教の隆盛は多くの寺院、佛像、佛具、佛畫の製作を起し、頗る美術工藝發達の勢を助長した。朝廷に於ても工業の發達に意を注がれて、

朝鮮との交通及工業の勃興

應神天皇、雄略天皇、其の他歴代の天皇は遠く支那、朝鮮から優秀なる技工を招致し、之に土地を附與し、官を授けて厚遇し、或は其の子孫を各地に分住せしめて廣く技藝を國民に傳習せしむる等頗る工業の振興に努められたので、土木建築、織物工業、造船業、金屬工業、窯業等が相並んで起つた。繪畫の如きも長足の進歩を爲した。

水產業　又我國は四面海を環らし、且つ暖流と寒流とが海岸を洗ひ、魚族藻類等に富む結果、漁業は夙に先史時代(神代)から起り、上古に於ても海河湖沼の民は之を以て主要なる生業とした。海人部、川人部とは此等漁業者のことである。支那に於ては古くより魚塩の利といひ、漁業と共に製塩業を重視した。我國に於ても早くより食塩は海水から製出せられ常陸風土記信太郡浮島村の條には「戸一十五烟、里で八町餘、所居百姓、火ヒ鹽爲業」と謂ひ、製鹽業者の部落が形成せられてゐたことを示す。

製鹽業

貨幣

我が民族の間では、既に先史時代(神代)に於て交換の現象が發生してをつた。上古時代に於ては交換の媒介物、價値の尺度として物品貨幣(布帛、稻穀等)が使用せられ、財貨の賣買を以て「くちすぎ」とする商業(あきなひ)が行はれたことは、古事記、日本書紀等の文獻に依ても知ることが出來る。神社佛閣の境内、交通上の要地、産業の中心地に市が發生し、稻穀、蔬菜、布帛、綿、毛皮、日用器具、武器、牛馬等の必要品、曲玉、管玉、鏡等の裝飾品、酒等が賣買せられた。末期には市ノ司(いちのつかさ)なる官が設けられた。市に於て商業に從事する商人を市商人又は市人と謂ひ又別に商品を携へて處々に至り之を販賣する行商人もあつた。日本書紀を見ると秦大津父が欽明天皇の御代に山背國深草里から伊勢に行商したことを傳へる。又商船に依て海路商品を輸送し、遠く支那、朝鮮との貿易も行はれた。播磨の强賊文石小麿が商船を掠奪した話、上毛野

市の發生

行商

貿易

商務官　久比が吳に渡航して吳權及雜貨を輸入した話は之を證する。久比は崇峻天皇から其の功に依て商人ノ首の姓を賜ひ計量器を掌ることとなつた。又欽明天皇の御代には大藏省と謂ふ官が設けられた。此等は市ノ司と共に商務に關する官であつた。

海上交通　先史時代(神代)から海陸の交通が行はれてゐたことは古事記日本書紀等の傳說が之を證する。中葉以降、支那朝鮮との交通が頻繁となり造船法、航海術が大いに進み、海上交通が大いに開けた。港を津と稱し河港を川津と呼むだ。難波津、住吉津、武庫津、角鹿津(敦賀)、娜太津(博多)等は船舶の常に輻湊した港であつた。其の中でも難波津は帝都への入口であつて新羅、百濟、高麗、任那等の貢船(貿易船)の出入が絕間なかつた。朝廷では港及出入船舶を取締る爲に津守又は津吏を置かれた。陸の交通は海路の發達に比して遜色があつた。山岳重疊の地形が然らしめたもので止むを得ぬ。神功皇后は諸國に令して驛道を作らしめられた。仁德天皇、推古天皇の御代にも京畿に道路開設のことが文獻に散見する。又河川には渡場を設け橋梁も架せられたことが文獻に現はれてゐる。交通具として中期以降車輿が國史に見える。牛馬の類が又交通上の用具として使用せられたことは申す迄もない。

陸上交通　橋梁

第二章　中古時代に於ける經濟狀態

一　社會及土地制度

中古の意義

茲に中古と謂ふは大化の改新から日本暦一三〇五年（西暦六四五年）本安朝の末期即ち交治元年平家の滅亡（日本暦一八四五年西暦一一八五年）に至る約五百年間を指す事と致したい。既に述べた如く上古に於て政治經濟組織の根柢を成したものは氏族制度であつた。然るに氏族制度は時代の推移に伴つて色々の弊害が起り、又社會の進歩に隨ふことが出來なくなつて終に蘇我氏の滅亡と共に崩壊するに至つた。而して新に支那殊に唐の制度を模倣して樹立せられたものが卽ち大化の新制であつた。大化の新制は從來の氏族政治を廢して郡縣政治を行はんとするものであつて、行政機關、行政區劃の改定、土地制度の革新、

大化改新

交通機關の設置、稅制の統一等を以て改革の目標とした。氏族制度が

大家族制

崩壞して了つたから、氏族制度の骨子であつた氏は社會上、政治上、又は經濟上其の重要なる地位を失ひ、戸卽ち大家族制が之に代るに至つた。大寶令の如きも、氏を其の對象とせずして戸を以て其の對象とした。卽ち社會組織の單位は最早氏でなくて戸に移つたのである。又經濟單位の如きも氏から戸に移つたのであつた。尤も末期に於ては莊園なるものが出現し、之が爲に經濟單位は更に地域團體に移動するの傾向を示したけれども、大體に於て中古は戸と稱する大家族制度の經濟時代（Oikenwirtschaft）であつたと謂ふことが出來る。

莊園

貴族

大體に於て中古の社會は四階級に分れてをつた。卽ち（一）貴族（二）貢民（三）半自由民及（四）奴婢である。貴族は氏姓の後身若くは新に皇室から分れ出た家柄であつて多くは京都に住し官職を獨占し各地に土地

を私有してゐた。其の最も勢力があつたものは藤原氏の一門であつた。併し乍ら承平及天慶の亂後は國司、郡司等が任地に土著して私兵を蓄へ、土地を兼併し、武士が地方貴族として興起するに至つた。武士中源平二氏が最も顯はれてをつた。尙此の時代には佛教が次第に信奉せられ僧侶も矢張社會的に政治的に又經濟的に一種の貴族階級を形成してをつた。

次に百民は上古に於ける部民の放たれたものであつた。貴族の如く政治上の特權を有してゐないけれども身分は自由であつて主として班田を耕作した。百民の中六歳以上の男は二段の田地を、女子は一段百二十歩の田地を割當てられ、彼等は大體其の收入を以て生活してゐたものであるが、其の生活は先づ糊口を繫ぐ程度で決して裕なものではなかつた。從て或は政府又は貴族から出擧を受け、或は逃亡して

貴族の莊園に入り、或は凶作に遭へば飢者路に横はると謂ふ狀態であつた。其の次には半自由民に付てである。當時半自由民としては雜戸が在つた。雜戸は上古に於て特殊の職業に從事した部民の後身であつて、其の身分は百民と奴婢との中間に位した。樂戸(雅樂寮に屬す)船戸(主船司に屬す)酒戸(造酒司に屬す)染戸(織部司に屬す)等の如きものであつた。雜戸が特に免ぜられて百民となることは珍しくなかつた。最後には奴婢に付てである。大寶令に依ると大體奴婢を(イ)官戸(ロ)陵戸(ハ)公奴婢(以上官に屬する奴婢)(ニ)家人及(ホ)私奴婢(以上私人に屬する奴隷)に分つことが出來る。彼等は自由なる身分を有しないものであつて、殊に奴婢の如きは財物と看做され、賣買、質等の目的となつた。既に述べた如く、上古に於ても奴隷は存在してゐたけれども、別に部なるものがあつた爲、社會上經濟上其の存在は未だ重要でなかつた。然る

に中古に這入ると部は氏族制度の崩壞と共に其の存在を失つたので奴婢の使用が旺盛となり、其の勞働力は經濟活動の上に誠に重要な地位を占めた。學者が此の時代殊に其の極盛期たる奈良期を奴隷經濟の時代と稱するのは之が爲に外ならぬ。奴婢は解放せられて良民となることも少くなかつた。平安朝の末期には奴婢は形成上消滅して了つたが人身賣買の風習は色々の形に於て今日に至る迄傳へられてゐる。

奴隷經濟時代

土地制度

上古には皇室の御料地の外に貴族の私有せる田莊、神社領地、寺領があり、其の末期に及んでは、貴族の土地彙併の風が盛んであつて、之が爲に貧富の懸隔が甚だしかつたので、大化の新政は土地公有の原則を確立し、班田收授法を採用して貧富問題をも解決せんと試みたものである。大體當時に於ける田地を(一)口分田(二)神田(三)寺田(四)位田(五)職田(六)功田及(七)墾田等に類別することが出來る。班田收授法は口分田に付て行はれたものであつて、六年毎に戸口を調査し、各戸六歳以上の男子には二段を女には一段百二十歩を班給し、班給せられにものが死亡又は逃亡せざる限り、之を使用收益し其の收穫の一部を租稅として朝廷に納付するものであつた。雜戸、官戸、官奴婢は右述部民と同樣の口分田を支給せられ家人、私奴婢は其の三分の一を受けた。田地を有せざる寺院の奴婢も亦同樣であつた。寺院に寺田が有る場合には寺奴婢には寺田から支給した。併し乍ら班田收授法は手續が頗る煩瑣であつて初めは大體全國に實施せられたものの如く推測せられるも、帝都を中心とする京畿以外の地方に於ては漸次に實施せられなくなり、尋で一般に廢滅して了つた。而して其の廢滅を促進したものは私人の墾田開發であつたらう。神田及寺田は神社及寺院の所有する田地、位

班田法

田とは位階に依て支給せられるもので位階を賜つた者が死亡すれば收められるもの、職田とは職務に從事するに依て支給せられ職を去れば收められるもの、功田とは國家に特別の功勞有るものが支給せられる田地であつて、大功は世襲、上功は三世承傳、中功は二世承傳、下功は其の子にのみ傳へ得るものであつた。墾田は新墾の田地であつて之には公の墾田と私人の墾田と有つた。元來新田の私墾は人口增加に對する田地の不足を補充する目的を以て朝廷に於て奬勵せられたものであつて、元正天皇の三世一身の制、聖武天皇の永世私有の公認の如きも其の奬勵策の一端に外ならぬ。然る處墾田私有の制度は土地公有の原則を根本的に破壞するものであつて奈良朝より平安朝に入るに及び、貴族は爭つて土地を私墾し終に私有の土地は公有の土地よりも廣域に亙るに至り、班田制度は全く廢滅して莊園制度の發生を見るや

莊園の發生

うになつた。

地方貴族の出現

元來國司は京師の貴族中から任命せられ任期が盡くれば京師に歸るべきものであり、郡司は地方の土豪から任命せられる終身官であつて且つ世襲であつた。然るに中央政府の綱紀が弛廢するに連れ、國司は任期が滿つるも京師に歸らずして土著し、郡司其の他地方の富豪と相謀つて土地を兼併して莊園となし勢力を張り、又地方の不穩に乘じ私兵を糾合して自衞の策を立つるに至つた。又之と同時に公有の土地を耕する人民は納稅其の他の義務を有するに反し、莊園は事實不輸不入の地であつたから、斯る地方豪族に耕地を獻進し其の庇護に依て納稅其の他の義務を免れんとする百姓、寺領が矢張不輸租地であるのを利用して之に田宅を喜捨する百姓、公有土地を侵奪する權門勢家、榮爵官職を買得し之に依て國司其の他の干涉を斥け自ら公有の土地を

不輸不入の地

百姓の逃入

橫領する百姓等が相尋いで現はれ、後三條天皇の抑壓政策も殆んど實效があがらず、私有を許さない土地も自ら私有の狀態となつて平安朝の末期には全國殆んど莊園化するに至つた。卽ち莊園經濟の時代を生むに至つたのである。莊園に對しては政府の命令が充分に及ばず事實に於て殆んど治外法權的の狀態であり又既述の如く事實不輸不入の土地であつた。從てそれだけ中央政府の威令が壓り、又其の財政は窮乏せざるを得なかつたのである。斯樣に廣大なる土地を私有する貴族富豪が社會に出現したと同時に、其の半面に於て貧窮、出擧の爲に或は自ら好んで田宅を賣却し、他鄕に浮逃する無產の徒も亦出現し彼等は或は夜盜流賊の群に投じ、或は權門勢家に降つて其の郎黨となるに至つた。貴族富豪の土地兼併と浮宕が權門勢家に集つたことが聽て次に來るべき封建社會の第一步を爲すに至つたのである。

封建制度化の第一步

二　農工商業及交通

農業

中古に於ても農業は國民の最も主要なる生業であつた。卽ち當時の經濟思想は農卽國之本、富民之本と謂ふに在つた。從て新田開發の奬勵、農民の保護、池溝の掘鑿堤防の修築等に關する事務は實に中央政府及地方官の最も重要なる政務であつた。大寶令には勸課農桑を以て國司の重要任務の一となし又歷代の天皇の詔勅中にも農政を以て國司郡司等の主要任務としてあるものも少くない。又勸農の功績が顯著である官吏、土地の開墾に勉勵した百姓が特に朝廷から表彰せられた例も珍らしくない。從て中古に於て未墾地の開拓が又一段と進捗したことは申す迄もない。殊に後に莊園の發達したことは、一面に於て土地の開墾を餘程促進しもした。

既に述べた如く上古に於ては水田耕作を普通とし陸田の耕作は稀

であつた。然るに中古元正天皇其の他歴代の天皇は陸田耕作の利益が少くないことを說いて水田耕作の餘暇陸田の栽培をも爲すべき旨を農民に奬勵せられた。陸田作物としては麥類、豆類、蕎麥の外、麻、木綿、桑漆の如きものも有つた。桑の栽培及養蠶に付ては大寶令其の他歴代天皇の詔勅中にも、農桑。農蠶。とあり、農民の副業として重要なものであつた。又灌漑用水車の利用、鍬、鋤、鎌、臼等農具の使用、施肥害蟲の驅除等も一般に行はれるに至つた。政府は鍬を調として徵收し、之を地方官吏に對する恩賞として下賜したことも文獻に見える。

養蠶業

土地測定の單位

尙中古に於て田地其の他の土地を量るには町段歩の法を用ひた。當時一歩とは方六尺を謂ひ、三百六十歩を以て一段とし十段を一町としてをつた。

土木業

又後述する如く土木及建築が大いに發達したので、木材の需要が增加し、之に從て森林の保護製材等の事業も亦發達した。

牧畜業

上古時代に於て馬飼部、牛飼部、猪甘部犬飼部と稱する部があつて、牛馬猪犬の飼育に從事してゐたことは既に述べた。中古に於ては農業の發達竝に戰爭及交通上牛馬の使用が增加した爲、牧畜は盛んに奬勵せられ、御牧、近都牧、諸國牧と稱する官設牧場が諸國に出來た。飼育動物は牛、馬、猪を主要なものとする。牛乳の如き之を蘇と稱し主として藥用に供せられた。

鷄、鷹、鵜、愛禽等の飼育も亦行はれた。

工業

上古の後半期に於て支那朝鮮の影響を受けて各種の工業が起つたことは既に述べた。工業は中古に至つて更に大なる發達を爲し、高等織物術、染色術、鍛冶鑄金術、蒔繪術、七寶術、製紙術等が相次いで起つた。殊に此等のものが、官業の形式に於て大いなる發達をなした。政府に

典鑄司、漆部司、縫部司、織部司、鍛冶司、土工司、宮陶司、內染司、造兵司等があり、其の所屬工場に於て專門工匠が建築工業、染織工業、造船工業、金屬工業、窯業、漆工業、其の他の雜工業に從事し、又佛教の隆盛に伴つて、繪畫、彫刻の如きも誠に大いなる發達をした。

中古に至つて驚くべき發達を爲したものに又鑛業がある。文化の發達、經濟生活の向上は金屬の需要を著しく增し諸國に砂金、銀、銅、鐵、鉛水銀、石油、土瀝青等の採掘が起つた。政府は鑄錢司等の官署を設置し又鑛物の發見者に位階を授與し、又年號を改め、種々鑛業を奬勵した。延喜式に依ると、次の如く鑛產物が租稅として政府に納められたことが見える。

大宰府	銀八九〇兩(對馬ヨリ)	
下野	砂金一五〇兩、鍊金八十四兩	
伊勢	水銀四〇〇兩	
陸奥	砂金三〇五〇兩	
備中	銅八〇〇斤	
長門	銅二五一斤一〇〇兩 鉛一五一斤一〇〇兩	
豐前	銅二五一斤一〇兩二分四銖 鉛一四〇〇斤	

採鑛法精鍊術の如きも相當の發達を見た。對馬の銀鑛は地下四百尺に達してゐるといはれる。

水產業

水產業も發達し江海、河湖の沿岸に住する國民は盛んに魚類の捕獲貝類海藻類の採取、食鹽の製造に從事した。漁具の改良、製鹽法、水產物貯藏法の改善等も行はれた。

市

中古の經濟組織は尙自足主義を骨子としてゐた。併し乍ら流通の現象は次第に濃厚に現はれて來た。市は政府の保護を得て發達した。

大寶令には關市令が有り藤原の都、奈良、京都には夫々唐制を模倣した東市及西市が設置せられ、市人が市ノ司の監督の下に商品を販賣した。就中京都の東市及西市は殷昌を極め、東市五十一廛、西市三十三廛、絹、綿絲、布、帶、木綿、櫛、針、油、土器陶器、米、鹽、味噌、魚、太刀、弓、菓子等が販賣せられた。更に京都には宮市と稱する特別市場も存してゐた。地方に於ても市は國司の監督の下に發達してゐた。就中播磨の飾磨ノ市、攝津の難波ノ市等が最も著名であつた。

尙行商、呼賣等も夫々行はれてをつた。

貿易

中古の初めに於て朝鮮は全く我國から獨立したが尙平和の交通は九州地方の商人に依て保たれてをつた。支那との交通は唐宋との間に行はれ、政府は對支貿易權を獨占し、京都、難波、博多の鴻臚館に於て其の取引が多く行はれた。

貨幣

中古に於ては流通經濟の發達に伴ひ金屬貨幣の鑄造が行はるに至つた。既に持統天皇の八年文武天皇の三年に鑄貨が行はれたものの如く又元明天皇の和銅開珍以後は屢々貨幣の改鑄があり、奈良、平安兩朝を通じて十二種の銅錢が鑄造せられた。金錢、銀錢は奈良朝の初期に一寸鑄造せられたが間もなく政府は銅錢の使用を奬勵する方針を採つたので其の後金銀貨の鑄造はなかつた。尤も砂金は平安朝に於て貨幣として相當使用せられた。

當時貨幣の鑄造權は政府に收められ、私鑄は刑罰を以て取締られた。

鑄錢司

政府は近江、河內、山城、播磨、筑紫、長門、周防等に鑄錢工場を設置してゐた。斯の如く貨幣の鑄造は屢々行はれたが其の流通範圍は京畿、其の他地方の主要都市に止まり一般國民は依然として物品貨幣を使用してゐたものと思はれる。

交通

尙中古に於ては稅物運輸及一般交通上陸路及海路の機關が非常に整備した。津橋道路の開設は主として政府と僧侶の力の賜である。大寶令營繕令には道路橋梁の修理に付て規定する所があり。又兵部省兵馬司に於て郵驛に關する取締を爲した。

港

尙河川には川津を江灣には津を開き、內海航行、外海航行の便に供した。難波津、住吉津、敦賀津、大津、博多津、安濃津、坊津等が著名であつた。津には津の守なる官吏を置き、難波津は攝津職が之を管してをつた。

第三章　中世時代に於ける經濟狀態

一　社會及土地制度

中世の意義

ここに中世と謂ふは源賴朝が鎌倉に幕府を開いてから（賴朝は建久三年征夷大將軍に任ぜらる）德川家康が江戶に幕府を開く前迄を指すこととしたい（家康は慶長八年征夷大將軍となる）其の間に政治の實權は源氏三代にして其の姻戚に當る北條氏に移り元弘三年北條が滅びて後は一たび皇室に復歸したるも延元元年には足利氏に移り、天正元年其の滅ぶや更に織田氏豐臣氏と轉々して關ヶ原役後終に德川氏の掌握する所となつた。

封建制度の成立

此の時代に於て社會、政治及經濟の根柢を爲したものは實に封建制度であつた。封建制度は土地關係（封土關係）と人的關係（主從關係）とを

要素とするものであつて平安朝の後半に於ける庄園の發生及武士の興起に淵源し、前九年、後三年の役、保元平治の亂、平家の盛滅を經、源頼朝の開府守護地頭の設置に至つて愈々其の基礎が確立することとなつた。頼朝は武士に封地を與へ、從來の莊園の領有者に對しては本領安堵なる形式に依て其の權利を確認することとし、土地に對する新權原を作り上げた。併し乍ら中世の封建制度は近世の制度即ち德川氏の制度に比べると、頗る地方分權的なものであつたから、或は近世を中央集權的封建制度と稱するも對し、中世を地方分權的封建制度と呼ぶことが出來る。

地方分權的封建制度

社會階級

此の時代に於て社會を組織してゐた重要の階級は之を(一)公家(二)武家(三)凡下(四)賤民の四階級に分つことが出來る。武家には將軍直轄の侍(御家人)と然らざるもの(非御家人即ち公家又は寺院の侍)とあつた。

凡下即ち庶民階級は農業、工業及商業等に從事するものであつて就中商工者は室町時代に至り特許的商工業制度の發達に伴ひ、漸次社會的に其の地歩を築き、一の新階級を形成するに至つた。所謂座衆が其れである。賤民は奴婢雜人(貞永式目)又は穢多非人として現はれてをつた。

封土

既に述べた如く中古の末期に於ては全國が殆んど莊園化した。然るに鎌倉幕府が皇室公家等の領有する莊園にも地頭を置いて以來莊園は次第に知行地(恩地及私領)と變じ(貞永式目には土地を(一)知行(二)寺社領(三)公田及(四)間田に分ち尙全國が知行地と化せざりしことを知ることが出來る。故に鎌倉時代の土地所有關係は頗る複雜であつて土地に表面の領主即ち本所又は領家があり、下地の領有權利を領有するものであつて、下地を領有するを下地知行といひ、下地の租稅徵收權を領有するを所當知行といひ、兩者を供有するを一圓知行と稱した)室町時代

に至つては武家(大名)の勢力が強大であつて一國又は數國(例へば十一ヶ國を兼領した山名氏の如し)を兼領するものも現はれ、此等大名は盛んに公私の土地を押領して全國殆んど其の領地と化するに至つた。鎌倉幕府は屢々其の財政維持の爲に武家領の賣買質入等を禁止した。然し乍ら鎌倉室町兩時代を通じ武家の財政は概ね困窮してをつた。

二　農、工、商業及交通

農業

此の時代に於て北條氏足利氏は土地の開墾を奬勵し、又戰國大名中には農政に留意したものもないことはなかつたが總じて武士は農民を極度に壓迫し卽ち(重課を命じ又軍役に徴發し農々掠奪を爲した。)又戰亂の爲に耕地は荒廢し、農業は萎微衰頽した。(和名鈔によれば延喜頃に於ける全國耕地は合計八十六萬二千七百九十六町歩であつた。然るに足利義政頃には九十四萬十六町歩二段であつて(拾芥抄)其の增加は幾許もない。

鑛業

鑛業は中古の末期以來引續き不振の狀態であつたが本期に至り商工業が大いに發達したことは戰國諸侯をして爭つて鑛業に向はしめた。就中甲斐の武田氏、北陸の上杉氏、駿河の今川氏中國の大內氏毛利氏等は最も著名であつた。採鑛精鍊の術も外國の樣式を加味して面目を新にしたものがあつた。

商工業

商工業の發達には實に見るべきものがあつた。既に述べた如く商工業者は社會上新しい職業階級を形成した。武具(刀劍甲冑)陶器(鎌倉時代に加藤四郎左衞門は渡宋して陶器の製法を傳へた。)漆器等の製造が國民化し繪畫(大和繪)彫刻(雲慶堪慶)等も亦大いに進んだ。又此の時代の末期には西歐諸國との交通が開け、工業上に及ぼした其の影響も誠に少くなかつた。爲に小銃、大砲の製造、繻珍、天鵞絨等の製作も起つた。尙築城土木の術が大いに進んだ。

特許的商工制度

中世の商工業制度は既に述べた如く特許的營業制度であつて商人工匠の團體卽ち座が幕府、諸侯又は寺社に一定の稅を納め、其の代償として一定地域に於ける商工業に關する營業權を獨占し、座外の者は(脇賣、振賣)其の地域內に於て同一の營業に從事することが出來なかつた。

商工階級の出現

問屋業、土倉業の如きも其の特許的性質を有してをつた。併し乍ら末期には漸次座が崩壞し、諸侯中には自由主義の政策を支持して樂市の制を樹立したものも少くなかつた。

貿易

外國貿易は元寇の役和寇の刺戟せられて大いに起つた。室町時代に於ては幕府、諸侯、寺院等が對支貿易に從事した。戰國時代に至つてはポルトガル人スペイン人等とも貿易を開始し、刀劍、陶磁器、漆器、銀、銅等を輸出し、羅紗、絹織物、硝子器、機械等を輸入した。而して商人にして對外貿易に活躍するものも少くなかつた。

都市の出現

中世の後半期に於て商工業の發達に伴ひ經濟都市の出現を見た。大阪、堺、博多等は著名のものである。又諸侯の城下は所謂城下町を形成するに至つた。

第四章　近世時代に於ける經濟狀態

一　社會及土地制度

近世の意義

ここに近世とは德川家康が江戸に幕府を開設してから〔家康は慶長八年(一六〇三年)征夷大將軍に任ぜらる。〕其の倒壞卽ち慶應三年(一八六七年)迄を指すこととしたい。

中央集權的封建制度

前時代卽ち中世の末期に紊亂した社會は信長、秀吉に續いて家康が出で之を整備し矢張武士を中心とする封建社會を再建した。併し乍ら既に述べた通り其の封建制度は中世の其れに比し、頗る中央集權的のものであつた。此の時代の社會の階級を大約(一)公家(二)武家(三)平民及(四)賤民に四分することが出來る。武家は更に(將軍家、大名、直參、陪臣)等に分れ、武家の中心が江戸の將軍であつて、天下を統制した。大名に

大名侍士

は親藩、譜代、外樣の別があり、幕府は其の配置に頗る苦慮した。(幕府は公家諸法度を以て公家を取締り武家諸法度を以て大名を嚴重に取締つた。)直參は將軍に直屬する武士であつて旗本及御家人から成つてゐた。陪臣は大名に附屬する武士であつて、武士階級の大部分を占めてゐた。此の外公家に附屬する少數の武士があり又鄕士、神官僧侶は武士と平民との中間に位するものであつた。

平民

平民は國民の大部分を占め町人(商工業者)及百姓(農業者)等より成つてゐた。(名主若くは庄屋、組頭、町總代、年寄等が平民を代表する公吏であつた。)貨幣經濟の發達に伴ひ、町人の潛在的金力は中々侮るべからざるものがあつた。農民は地主及自作農竝に小作農に分つことが出來る。最後に賤民は穢多、非人、遊藝人、乞食等より成り、社會から差別的待遇を受け、其の生活は誠に氣の毒なものであつた。

土地制度

此の時代に於ける土地(公法的所有權)を分つと次の四者となる。卽ち其の一は皇室御料地、其の二は幕府直轄領、其の三は大名領であつて其の四は寺社領である。幕府は元和九年京都三郡一萬石を以て皇室御料地としたが後三萬石に增加し、更に十二萬石となした。幕府直轄領は所謂天領であつて、四十七ヶ國に散在し、奉行代官等を置いて之を管した。(天領は關東御料五畿三州御料及上方御料に細分する。)大名領は親藩、譜代及外樣大名の領有するものであつて寬文四年(西曆一六六四年)調に依れば親藩を除き十萬石以上の大名四十三、一萬石以上十萬石以下の大名百七十四あり、文久三年調に依れば譜代大名は十八であつて九百四十萬石を領し、外樣大名は百六、九百三十萬石を領してをつた。寺社領は神社寺院の所領であつて幕府は家康以來京都、大阪及江戸を除くの外土地(私法的所有權)の永代賣買を嚴禁する政策を採り、之を犯すものは重罰した。併し乍ら此の禁令は種々の形式に於て避脫せられた。倍金質、賴納、半賴納が夫れである。

割地制度

又加賀、能登、越中、越後、常陸、岩代、尾張、對馬、肥前、日向、薩摩等の諸國に於ては所謂割地制度が行はれた。

二　農工商業及交通

農業

此の時代には幕府、大名、武家、平民(村民共同して開墾することもある)に依て新田の開發が盛んに行はれ耕地は非常に增加し又農業經營の法も大いに進歩した。

耕作物は米、麥、栗、豆類の外藍草、藺草、漆、茶、楮、蜜柑、梨があり、尙甘藷、馬鈴薯、甘蔗、南瓜、西瓜、綿、煙草等外國種の栽培も始まつた。養蠶業も誠に著しい發達を爲した。大名中には地方特有の農產物に對して保護奬勵

政策を採つたものが少くなかつた。

工業

此の時代に於ける工業は大體に於て手工業であるが特殊の地方には家内工業も起つてをつた。又特殊な工業に對しては藩營的のものも少くなかつた。工業者は多く組合制度を作り、幕府又は大名の保護と干渉とに依て利益を獨占してゐた。大名が地方特有の工業を保護した結果は各地に各種の特産品を製出するに至つた。京都、福井、丹波、近江、桐生、足利、伊勢崎、結城、八王子、米澤、博多の絹織物、薩摩、久留米、伊豫、小倉、津山の木綿織物、越後奈良の晒布。瀨戸、有田、九谷、清水、粟田、薩摩、備前の陶磁器。京都、金澤、輪島、山中、高山、能代、會津の漆器。岐阜の提燈京都、金澤、大阪、高岡の銅器、堺、南部の鐵器、備後の疊表、美濃、吉野、石見、土佐の紙等は其一例である。

特殊工業

貿易

又歐羅巴式工業の影響を受け殊に後半期には緞錦織、銃砲の製造、造船、製鐵工業も盛んに起つた。

幕府は和蘭、支那、朝鮮を除くの外、外國に對して鎖國主義を採つた結果、外國貿易は大いに發達することが出來なかつたけれども、內國商業は封建的社會の中に在つて能く著しい發達を爲した。問屋、仲買、小賣商等の商業組織が完備し市場が擴大し、貨物の大量取引、延取引等が起り大阪、江戸、京都、名古屋等に米穀取引所が發生し、又各種の特殊產物市場が主要都市に發生するやうになつた。

貨幣

又之に伴つて貨幣の流通が盛んに起り、慶長金以來金貨、銀貨、銅貨、鐵貨等各種の貨幣の鑄造、藩札の發行が頻繁に行はれ、信用制度が起り、爲替手形、兩替、無盡、賴母子等の機關も出現するに至つた。商人は矢張普通工業者と同樣に組合を組織し幕府又は大名から保護と干渉を受け大商人の經濟的勢力は武家の政治的勢力を事實に於て屢々動かした。

金融制度

明治大正の新しい經濟社會を產み出す準備はこんな點にも萌されてをつた。

第五章　上古に於ける饑饉と貧民

農業は國民的生業

我國は古來豐葦原之瑞穗之國と稱し、又公民を「おほみたから」といふ。「おほみたから」は蓋し、大御田族の意であつて、農業は、我國民が國土に土著以來、國民の主要生業であつた、國民經濟の發達、國富の增加は、主として土地の開拓、農業の發達に係つてをつたと謂つても差支ない狀態であつた。從て歷代の天皇は農を以て國の本として、絕えず、勸農に盡され、之を以て國家の大切な政務であると考へられたのである。

饑饉

多くの生業中、農業程、自然の力に依賴し、自然に支配されるものは少い。殊に人智の進まざる上古時代に於ては之が甚だしかつたと信ぜられる。從て天候不順にして旱雨、時を失し、五穀登らずと謂ふことになると、農民は食を失ひ、爲に饑孚は路に橫はり、盜賊は市を橫行するの

が常であつた。次に文獻に顯はれた上古に於ける饑饉年表を掲げて見る。

(天皇)(年代)	(西暦)	
崇神 六年	前 九二年	天下饑饉。國內盜賊起。
允恭 五	後四一六	大地震。
欽明 二八	五六七	大火。飢人或相食。勅救之。
推古 七	五九九	大地震。家屋倒壞。
推古 九	六〇一	五月大雨。河水氾濫。
推古 三〇	六二二	五穀不登。
推古 三一	六二三	霖雨大水。五穀不登。
推古 三四	六二六	霖雨。五穀不登。饑孳橫路。盜賊起。
推古 三六	六二八	三月二日。日蝕。七日天皇崩。大旱。
舒明 六	六三四	八月彗星見南方。
舒明 七	六三五	正月彗星又見東方。
舒明 八	六三六	正月朔日有食之。五月霖雨大水。宮城炎上。六月大旱。五穀登らず。
舒明 九	六三七	大星流西。有聲如雷。
舒明 一〇	六三八	七月大雨。九月霖雨。
舒明 一二	六四〇	二月星入月。
皇極 元	六四二	自六年至十二年。天變連見。因徵僧惠隱講無量壽經於大內。禁中用僧。是其始也。
		三月、四日霖雨。五月、六月、七月大旱。五月上行幸南淵河上祈雨。八月大雨。十

月地震雷雨。氣候不順。

天變地異

上古は殊の外資料が不備であるので、正確は期し難いけれども、如上主として和漢年契に載す所の記事に依て大要を窺ふことが出來る。過度の降雨、過度の日照が不作の原因となることは、此の年表を見ても能く點頭かれる。舒明天皇の六年以來氣候不順にして五穀不登、天變連に見れたので、同十二年僧惠隱を招き、大內に於て無量壽經を講ぜしめられた。欽明天皇の十三年(西曆五五二年)に佛教が百濟から移入せられてから當年迄約九十年である。僅か一世紀を經ない間に佛教は斯くの如く上下の勢力を得つつあつたのである。降つて皇極天皇は南淵の河上で雨乞の祈を遊ばされた。日本書紀には「天皇幸南淵河上、跪拜四方、仰天而祈雨」と見える。南淵は今大和國高市村大字稻淵に當り南淵坂田寺の在つた所である。文献に現はれた祈雨の最古のものであらうか。

五穀の不登は固より上流社會の人々を脅した。けれども、下層社會の蒙る窮迫に比ぶれば同日の論ではなかつた。申す迄もなく、下層民は餘財餘稻の蓄積はなかつた。後に說明する通り、上古時代の世期又は末期頃から政府が窮民救濟の意味に於て彼等に粟稻を貸與し若くは救恤することも行はれてゐたやうであるが、其の範圍は狹少であつて、多人數の窮民を救濟することは、事實、不可能であつたらう。其れで、窮民中腕節の强い者は、生きむが爲の欲求から、盜賊となり、富豪、良民の資を掠した。崇神天皇の六年及推古天皇の三十四年に五穀不登で國內盜賊起るとは之を謂つたものである。窮民中無氣力の徒は權門富豪の門に一椀の食を乞うて彷徨し、老幼病者は家族から遺棄されて、顧みる者もなく、助ける者もなく、遂に餓死し屍を路上に曝す者も少くな

盜賊橫行

飢人相食む

かつたことであらう。右に述べた推古天皇三十四年の饑饉には餓莩が路に横はつたと見える。尙欽明天皇二十八年の不作には飢人或は相食むだと傳へられるが單に文章の綾であるか、事實を傳へたものか、研究に値ひする。

第六章　萬葉集に現はれた貧者の生活

富の分配の不均等

原始的社會に於ては、いざ知らず、財産私有の制度が發生し、富の分配が均等を失して來ると、何れの國民、何れの民族の間に於ても、一方に富者が出現し他方に貧者が生れ出て來る。何れの時代、何れの地に於ても、貧者の生活は物質的には恵まれてゐない。赤貧洗ふが如く、住むに家なく、著るに衣なく、飢を醫するに食なしとは、誠に僞りのない文字である場合が少くない。

山上憶良の貧窮問答歌

山上憶良と謂へば、柿本人麿や、山部赤人等と相並んで萬葉歌人中の逸才であつたことは今更喋々する迄もない。其の憶良が萬葉集の中に殘した歌の中に次に示す所の貧窮問答歌を見出す。

風まじり、雨ふる夜の、雨まじり、

雪ふる夜は、
すべもなく、
堅鹽を、
取つづしろひ、
うちすすろひて、
しはぶかひ、
しかとあらぬ、
髯かき撫でて、
人はあらじと、
ほころへど、
麻ぶすま、
引きかがふり、
ありのことごと、
着そへども、
我よりも
貧しき人の
飢きむからむ、
妻子どもは、
この時は、
いかにしつつか
天地は、
廣しといへど、
狹くやなりぬる、
日月は、
あがためは、
あかしといへど、

寒くしあれば、
糟湯酒、
鼻びしびしに、
あれを置て、
寒くしあれば、
布かた衣、
寒き夜すらを、
父母は、
乞ひて泣くらむ、
汝か世はわたる。

あが爲めは、
照りや給はぬ、
吾のみや然る、
わくらはに、
ひとなみに、
あれもなれるを、
布かた衣の、
海松のこど、
かがふのみ、
肩に打かけ、
まげ庵の內に、
ひた土に、
父母は、
枕の方に、
あとの方に、
妻子どもは、
かまどには、
圍みゐて、
かかどには、
憂ひさまよひ、
蜘蛛のすかきて、
烟ふきたてず、
こしきには、
ぬえの鳥の
飯かしぐ、
事も忘れて、
短きものを、
のどよひをるに、
いとのきて、
端きると、
言へるが如く、

人皆か
人とはあるを、
綿もなき、
わわけさがれる、
ふせ庵の、
蓑ときしきて、
妻子どもは、
憂ひさまよひ、
こしきには、
事も忘れて、
いとのきて、
言へるが如く、

しもととる、　里をさが聲は、　ねやどまで
來たち呼ばひぬ、　かくばかり、　すべなきものか、
世の中の道。

憶良の生涯

憶良は大寶三年に遣唐少錄として、粟田眞人に隨て入唐し、慶雲元年七月に歸朝して後、伯耆守、筑前守に歷任し、聖武天皇の天平五年六月に齡七十四で病歿した。右に示した貧窮問答歌は恐らく彼が國守として地方行政事務に從事してゐた際に貧窮民の生活狀態を具さに實見した所に基いて感を歌つたものであらう。私共は之に依て奈良朝初期に於ける貧者の境遇を如實に思ひ窺ふことが出來る。

歌の意

「風に雜つて雨がふり、雨にまじつて雪のふる夜は、何とせむすべもないまで寒くあることとて、燒鹽をとつてなめ、酒の糟を煮たのを打すゝつてせきをしたり鼻をすゝつたりして、あるかなきかの鬚を撫でて、我

を除いて人たる人はないと自ら心に誇りはするものゝ、何分寒さに堪へがたいから、麻のふとんを引被り、布の袖無しなどをあるかぎり着よそふけれども、夜の寒さの堪へがたいのを、況して自分などよりもまだ貧しい人々の上はいかゞであらう。その人々の老いたる父母等は、飢えもし、寒くもあらう。妻子等は暖をもとめ、食をもとめて泣くことであらう。さる折には、如何樣にしてこの世を暮すことであらうか。天地は廣いといへども自分の爲には狹くなつたのか、日月は明らかであるといへども自分の爲には照らし給はぬのか、かくの如き苦しみをするのは、人々皆であるか自分のみであるか、たまたまに遭ひがたき生をうけて我も人なみに生れ來たに自分は綿もない肩衣の海松の如く下つてをるぼろ布をのみ肩に打懸け、低い小屋のよろぼひ曲つた小屋の中で、床もないぢかの地べたに藁を敷いて、父母は枕の方に、妻子どもは

足の方に圍んでゐて、憂ひさまよつてをり、竈には烟もたてず飯には徒らに蜘蛛の巢を張らして、飯をたく事も忘れて奴延鳥の如くむせび泣いてをるに「極々短いものを更に端を切る」といふ諺の如くに棒をもつた收稅吏がふしどのそばまで來て、稅をせめはたる。げに悲慘を極めるのは彼等貧しい人々の生活である。それにつけても思へば困難なのは世間の生活である。」（佐々木信綱博士著萬葉集選釋一五六頁及一五七頁）。

貧民生活の狀

形ばかりの草家破屋に、床なき地下に藁を敷いて起臥し、弊衣を纏ひ、燒鹽を嘗め、酒の糟の粥をすゝつて僅かに飢餓と寒氣とを凌いでゐる貧民が、更に人情を解せぬ苛酷な收稅吏に依て、稅金の滯納を責め立てられる有樣を實見して此の多感な老詩人は深い同情を寄せたもので あらう。「天地廣しといへど、あ（貧者）がためは、狹くなりぬる。日月はあかしといへどあ（貧者）が爲めに、照りや給はぬ」などは誠に味の深い文字である。

同右反歌

世の中をうしとやさしと思へども飛びたちかねつ鳥にしあらねば、

又こんな歌がある。

富人の家の子どもの着る身無みくたし捨つらむきぬわたらはも、
あら妙のぬのぎぬをだに着せがてにかく歎かむすべをなみ、

貧家に於ては、子供に「あら妙のぬのきぬ」（麁惡な木綿衣）さへも着せ兼ねるに反し、富家に在つては、子供に絹綿を着せ、尙有り餘つて腐らしてゐる。富家の門には富貴が微笑むでゐるに反し、貧家の軒には困苦と飢餓とが爪牙を磨いて弱き者を苛むる。若しも我が身が鳥な

らば一刻も早く憂き世を離脱して了ひたいとは貧者誰も思ふ所であらう。

不朽の文字

佐々木信綱博士は、右に示した憶良の歌に付て「おもふに社會の貧富の懸隔があつて、その爲に生ずる人生の悲慘事が絶えないかぎり、この一群の長短歌は、永く人心に痛切の響を與へるであらう。かくの如くにして詩人憶良の名は、おもふに不朽であらう。而してまたこの種の作品にしてこれらの數首は、おそらくは世界の文學史上にも比類ないものであらう」と謂はれた（前述萬葉集選釋一五九頁）。私は曾て文學史上のみならず、經濟史、或は社會史上にも亦見逃し得ぬ文字ではあるまいかと考へる。

第七章　上古末期に於ける土地分配の不均等

氏族制度

我上古時代に於て社會組織の根柢となつたものは氏であつた。元來氏とは血族を同じうするものの團體を指稱したものであつて、古くは之が政治の方面のみならず、宗教、經濟の方面に於ても活動の單位をなしてをつたけれども、年を追うて人口が增加し、社會が發達するに從て、一方に於て氏の中に血統を異にする者が混入して血族團體たる性質を失ふと同時に、他方に於て氏の分裂移住が行はれ、こんな譯からして、氏は徐々に經濟單位としての存在を喪失し、終に之に代つて村落が形成せられるやうになつた。

一の氏（大氏）は數多の小氏に分れ、小氏は更に數家から成立してをつ

た。一家の人數は凡そ五十人乃至八九十人程度のものであつた。一家の中では正嫡の男子が家長として一家を統べ家族のものは假令家長より年長であつても、之を補佐するに止り、一家の支配は、其の正嫡の男子に在つた。氏は大氏と小氏とに分つ。大氏及小氏は夫々氏の上があり小氏の氏の上は之に屬する家を統べ、大氏の氏上は之に隷する多數の小氏を督してをつた。氏には氏人の外、血族に關係のない部民、部曲及奴婢が有つた。

土地の私有

古事記や日本書紀を見ると、天照大神と須佐之男命とには夫々御營田が有り又祝詞には、天津罪として頻蒔、串刺、溝埋、畔放、樋放等の名が見える。凡そ此等の事實は、當時既に土地の私有若くは使用收益に關する觀念が多少乍らも發達し掛けてゐたことを證するものであらう。

上古時代に於ては、氏の上は土地の私有を認められ、其の私有の土地を田莊（なりどころ、たどころ）と稱せられた。氏上の此の田莊は、多く恩賜、開墾などによつて成生したもののやうに思はれる。功勞が有つた人々に土地を下賜されたことは既に神武天皇頃に於ても行はれた。即ち神武天皇は、皇軍を東導して功勞の有つた道臣命に宅地を與へて築坂邑に居らしめられた。歸順者弟滑には猛田邑を賜うた。又常陸風土記行方郡田ノ里の條には、神功皇后の攝政の時、行方郡の人古都比古なる者が三度三韓に使ひし其の功勞に依て此の地を賜うたことが見える。聖德太子が斑鳩寺に納められた播磨の水田百町歩も、推古天皇から下賜せられたものであつた。

次に上古に於ては政府も氏の上も、盛んに原野の開拓に努めた。當時氏の上は私墾の土地を所有することを一般に認められてをつた。豐後風土記速見郡田野の條には、郡内の百姓が此の原野を開拓して水

田となしたことが誌され、常陸風土記行方郡の條には繼體天皇の御代箭括氏麻多智なる者が郡の西谷の蘆原を墾して耕田十町餘を得たことが見える。而して上古の末期に於て、勢力ある氏の上は、互に相競爭して原野を私墾し、或は國有又は他人の林野池田等をも掠してその私有地となし、只管權勢欲、所有欲を滿足さすことに努めた。孝德天皇の大化元年九月の詔に「有勢者、分割水陸以爲私地」と謂はれ、又「其臣連等、伴造、國造、各置己民、恣情馳使、又割國縣山海林野池田以爲己財、爭戰不已」とあるは、右に述べた事實を誌されたものに外ならぬ。從て上古末期に於ては、土地分配の狀態が極めて不均等不健全となり、一方に於て、大伴、物部又は蘇我氏の如き勢力有る氏の上は、數萬頃の田莊を私有したに反し、他方に於て、無力貧窮の徒は、容針、掌大の土地をさへ有つてゐないといふ事實が現はれるに至つた。右述大化元年九月の詔にも「或者衆

權勢者爭ひて土地を得

土地分配均等を失す

大氏の上のをつた土地の廣さ

數萬頃田」或者全無容針少地」と見えるは之を指されたものである。

當時勢力ある氏の上がどの位廣大なる土地を領有してをつたかといふことは次の記錄に依て例證することが出來る。即ち大連、物部ノ守屋が佛法を排斥し、大臣蘇我ノ馬子の爲に滅されたとき、守屋の子孫從類二百七十三人を四天王寺の永き奴婢となし、所領田園一八六、八九〇代を沒官して寺の永財と定められた。即ち河內國弓削、鞍作、祖父間、衣摺、蚋舟、足代、御立、葦原等八箇所の地、小計一二八、六四〇代、攝津國於勢、模江、鴟田、熊凝等の散地小計五八、二五〇代、以上合計一八六、八九〇代竝に居宅三箇所、其の他の資財を寺有と爲し、別に私田一萬頃を以て跡見ノ首赤檮等に下賜せられたことが本願緣起に見える。以て大連の富豪を窺ふことが出來るであらう。又雄略天皇が大連大伴室屋等に遺詔せられた語に「大連等民部廣大、國に充盈す」ともある。當時斯る氏の

上の勢力及富貴は畏くも皇室の其に殆んど幾きものが有つたのである。土地分配の不均等といふ問題は現下に限るものではない。斯くの如く一千五百年の昔に於て既に發生してをつたことを私共は見るのである。

第八章　中古に於ける役身折酬及奴隷

奴隷ある社會

何れの國民何れの民族も、古代に於て奴隷を有しないものは殆んどない。既に一寸述べた通り、我國に於ても、上古から中古に亙つて奴隷を有してをつた。我が上古の社會は、貴族にして自由民たる大氏小氏及半自由民たる品部、部曲の外に全く非自由民たる奴婢の三階級から成立してをつた。常時奴婢を「ヤッコ」と稱した。蓋し「家之子（ヤッコ）」の音便であらう。

上古の奴婢

併し乍ら上古に於ては、品部若くは部曲が社會に於ける勞働の供給者として、重要なものであつたに反し、奴婢は、單に公私の雜役賤務に從事するに過ぎずして、當時の社會に於ては未だ重要ではなかつた。奴隷に關する記事も紀記に餘り見えてをらぬ。我が上古は謂はば、部民

經濟の時代であつて、未だ奴隷經濟の時代には到達してゐなかつたのである。實際我國に於て、奴隷が勞働供給者として國民經濟上重視せられるやうになつたのは奈良朝時代に外ならぬ(本庄榮治郎氏著日本社會史四八頁及四九頁)。大寶令の規定に依て奴隷を分類すると(一)官戸、(二)陵戸、(三)公奴婢、(四)家人及(五)私奴婢の五種となすことが出來る。官戸とは、官廳に使用せられる上級の奴隷、陵戸とは山陵を保護する奴隷、公奴婢とは官廳に使用せらるる下級の奴隷であつて、以上三種が官に附屬するものであり、家人とは、各家に附屬する上級の奴隷、私奴隷とは各家に附屬する下級の奴隷を謂ひ後の二者は全く私人に附屬するものであつた。

奴婢發生の原因

奈良朝時代の奴隷は種々の原因に依て發生した。大體之を(一)征服、(二)爭鬪、(三)沒官、(四)出生、(五)掠奪、(六)歸化及(七)負債の七原因に分つことが出來るであらう。右の中、負債に因る奴隷の發生は役身折酬又は役身庸作の制度といひ之に付いては既に持統天皇の御代に二三の新制度が定められてゐる。

役身折酬

持統天皇の禁令

持統天皇元年七月の詔を見ると、凡負債は乙酉の年(天武天皇崩御の年)より以前の物は利を收むることと莫かれ。若既に身を役せば利に役することを得ざれ」とあり。之に依ると債務者が負債を返濟することが出來ない場合には、身を役して返濟に代へる役身折酬の制度が、我が中古の初期に於て存在してゐたことは明白である。右の詔は元本に對する役身折酬は之を認許するも、利子に對する役身折酬は之を禁止したのであつた。蓋し貧窮民に對する過重な負擔と束縛とを輕減せむ御趣旨に外ならなかつた。

人身賣買

又當時人身を賣買し、買得者が被賣者を奴隷として驅使する弊風も、

事實に於て、一般に行はれてをつた。天武天皇の五年に下野に凶作が有り、百姓が飢餓し、其の子を賣却せむとする旨を國司が朝廷に奏上した際朝廷では之を聽されなかつた所を見ると、人身賣買は單に民間に於て事實上行はれたに過ぎずして、朝廷の公認を得てをらなかつたものであらう。併し乍ら此の人身賣買が斯く社會の裏面に於て盛んに行はれただけ、亦其の弊害は頗る甚だしいものがあつたであらうと信ぜられる。其れで持統天皇は、五年三月に又詔を下して「若し百姓の弟、兄の爲に賣らるる者は貰に從ふ。若し子父母の爲に賣らるる者は賤に從ふ。若し貸借に准じ賤に沒する者は貰に從ふ。其の子奴婢に配すと雖も、生む所亦皆貰に從ふべき旨を命ぜられた。卽ち之に依て人身賣買を兄の爲に賣られる場合と父母の爲に賣られる場合とに分ち、後者は依然奴隷となし置くも、前者は、負債の爲に他人の、奴隷となつた者及其の子と共に解放せられて貰民となつたのである。天皇は同年四月には更に詔を下して奴隷が既に解放除籍（賤籍を除かれること）せられた上は、舊主の眷族が官に訴へて自己に屬する奴隷たることを主張するを得ざらしめられたのである。

天武天皇の禁令

持統天皇の禁令

文武天皇大寶令の規定

文武天皇の御代に制定せられた大寶令中にも、出擧の制度を定め、公私の出擧に付、六十日毎に利を取る。八分の一に過ぐると雖も、一倍に過ぐるを得ず。四百八十日に過ぐると雖も、一倍に過ぐるを得ず。「家資盡くる者は、身を役して折酬せよ」との規定が有り。債務者が債務の返濟を爲し得ざるときは、矢張債權者の奴隷として、役身折酬しなければならなかつたのである。役身折酬の制度が人身を束縛し、人道上由々しい問題なるべきことは、竝に其れが爲この制度が漸次に廢れて、家資分散の制度が之に代るに至つた。

第九章　奴隷の賣買其の他

中古に於ける奴隷賣買制度は大寶律令に明規する所である。奴隷に官戸、陵戸、公奴婢、家人及私奴婢の區別があつたことは曩に述べた。大寶令戸令に「凡、家人生む所の子孫は相承けて家人と爲し、皆本主の駈使に任ず。唯頭を盡くして駈使及賣買するを得ず」とあり。家人以上の奴隷は、私奴婢に比すれば、上等にして之を賣買するを得なかつたけれども、私奴婢は全く人權を認められず、畜類同樣に取扱はれて主人の財産を成し、賣買質入等の目的物と爲り得たものであつた。從て中古に於ける奴隷賣買制度と謂ふも畢竟私奴婢の賣買に關するものに外ならぬ。

奴隷の賣買

私奴婢の賣買手續

(イ)私奴婢賣買手續及效力。私奴婢の賣買手續は主人が自ら證文を作成し保證人を立て管轄官司に届出で官吏が立會つて、券を取交はすものであつた。卽ち大寶令開市令に「凡奴婢を賣る。皆須らく本部官司を經て、保證を取り札を立て價を附すべし」と見え、義解の註に「奴婢之主、自ら辭牒を修し保證署を連ね乃ち官司に申送すれば官司賣與へよ」とある。私奴婢を賣買する都度官司に届出でしめ、官吏の立會登錄を必要とした所以は、奴婢は往々逃亡若くは盜取せられたが故に其の所有主に付疑を生じ易いからであつて、此の立會登錄を經なければ有效とならなかつたのである。而して、當事者間に奴婢賣買の契約を爲し代價を受授し乍ら、官吏の立會登錄を經ることを何時迄も怠るやうな事があれば、之は右開市令の精神に背反するものであつたから、大寶律中雜律に「奴婢馬牛を買ひ已に價を過して券を立てざること三日を過せば笞三十。賣る者は一等を減ず」と規定し、三日の期間を置き、嚴に取

手續を怠る者に對する制裁

賣買契約の取消　締ることとした。尙同規定の後段に「券を立つる後舊病ある者三日内に悔を聽す。病無く欺く者は、市法の如くす。違ふ者は笞三十」とある。茲に「悔」とは賣買契約を取消すことを意味するものであつて、卽ち賣買契約締結前に奴婢が病患に犯されてゐた場合には、縱令官吏の立會登錄を經て效力を發生するも、其れより三日間は買得者が之を取消すことが出來たものである。但し病患無きに拘らず之ありとして欺く者は處罰せられた。

奴婢の賣買價額　和銅八年の令に依ると奴一口の價六百文、婢一口の價四百文。天平十八年東大寺奴婢簿帳に依れば奴一人(三十九歲車匠)稻一千四百束、奴一人(二十五歲)稻一千束、奴一人(二十歲)稻一千束、奴一人(十一歲)稻六百束、奴一人(二十五歲)稻一千束等とあり。大體奴婢の賣買價額を知ることが出來る。

奴婢の買入　私奴婢は賣買の目的となつたから又質入をも許されてをつた。

奴婢の盜取　(ロ)私奴婢の盜取和誘及强略。既に述べた如く私奴婢は畜類同樣に一の物、商品であつたから、之を盜取和誘又は强略した時には盜又は强盜に準じて處斷せられるのが常であつた。卽ち大寶律賊盜律に「凡奴婢を略する者强盜を以て論じ、和誘する者は、竊盜を以て論ず。各罪中流に止まる。則ち奴婢別に財物を齎すものは、自ら强竊の法に從ひ累ねて科するを得ず」とある。又「若し逃亡の奴婢を得、官に送らずして賣る者は和誘を以て論ず。藏陰する者は一等を減じ之に座す。卽ち私に奴婢に從ひ子孫を買ひ及乞ひ取る者は盜に準じて論ず。乞ひ賣る者は與に同罪」と見える。之に依ると、奴婢を强略する場合と和誘する場合とに依て罪に輕重があり、又逃亡した奴婢を捕へて之を官に送らずして賣却又は藏陰する者も夫々制裁を加へられた。尙奴婢の子孫

は奴婢と親子祖孫の緣故があつても、其の子孫は奴婢の移轉に從て又移轉することを一般に認められず、又認めらるべきものでもなかつた。

奴婢の强略

然るに當時往々奴婢を買得した者が親子祖孫の關係に依り私に此の原則を破る者があつたので、大寶律賊盜律は斯る者をも盜に準じて處罰することとし、以て正當なる所有者を保護する事としたのである。

逃亡奴婢の捕捉と其の報酬

玆に「乞ひ買ふ」とは所有者が賣却の意思なきに拘らず、强ひて買取するを謂ひ、「乞ひ賣る」とは親たる奴婢を買得した者が其の子孫をも買得する意思なきに拘らず、强ひて之を買はしむる事を謂ふものに外ならぬ。

尙「私(の財物)」、奴婢(畜產の類)を以て官物を貿易する者は其の等を計り、盜を以て論斷せられた。

(八)逃亡奴婢の捕捉と其の報酬。私奴婢は一個の物品であつたから、盜に准じて論じ、利する所を計り、其の逃亡した者を捉へたときには、遺失物拾得の原則に依て取扱はれた。此の點に付ては公奴婢に付ても同樣であつた。卽ち大寶令中捕亡令に「凡官私奴婢逃亡經一月以上捉獲者、二十分賞一、一年以上、十分賞一、其年七十以上及癈疾不合役者並奴婢走捉前主及關津捉獲者、賞各減半、若奴婢不識主、牓告、周年無認識者、判入官、其賞直官酬、若有主認徵賞直還之」とあり。報酬の割合は奴婢の價値及逃亡期間の長短等に依て異り、若しも奴婢の所有者が報酬を支拂ふに足る資財がないときは、二月後に之を賣却して其の代り金を分配することを許されてをつた。

奴婢は賣主たることを得ず

(二)奴婢は自己又自己の子孫を賣ることを許されぬ。既に述べた通り私奴婢は所有者の財產を構成するものであつて、其の人權は全く認められなかつたが故に奴婢は自己を賣り又は自己の子孫を賣ることが出來なかつた。若も私に奴婢から其の奴婢自身又は子孫買得する者があつたならば盜に準じて處罰せられた。

第十章　中古の救貧事業

被救恤者(Pauper)、卽ち他の救助を受け、人の慈善に依賴して其の生活を維持し居る者は、吾々の知り得る範圍に於て、多かれ少かれ、殆んど何れの國、何れの時代に於ても存し、又何れの國、何れの時の爲政者、宗教家、慈善家も何かの形式に於て、公私の救恤を受くるにあらざれば獨立の生活を維持し得ざる人々を扶助賑恤し、進んでは、斯る者の生ずる禍根を社會から絶滅せむとするを常とした。

獨立の生活を維持し得ざる者

上古の貧民救恤

我國に於ても貧民救恤のことは、不充分乍ら、既に上古時代から國史にあらはれてゐる。卽ち成務天皇の四年春二月には、下詔して國郡に長を立て縣邑に首を置き、孝悌を賞し、孤獨を恤せられ、欽明天皇の二十八年には、大水、飢饉があり、諸國の貯穀を開いて窮民を救助せられ、又天皇は年々五月米鹽を貧窮民に下與して之を賑恤せられたのであつた。

中古の貧民救恤

然るに降つて中古時代に至ると、佛教及儒教が一般國民の間に非常な勢を以て普及し、之が國民思想、政治經濟等あらゆる方面に顯著な影響を與へた。救貧事業に於いても亦佛教の慈悲主義と儒教の仁政主義とは誠に大きな功献を爲したものであつて、私共は佛教及儒教の影響を度外視して中古の救貧事業を考察することは、全く出來ないのである。中古に於て一種の貧民救濟金融として出擧の制度が存してをつた(拙著日本金融制度發達の研究參照)。又凶作其の他天災地變の勃發した年に於て屢々出擧の元本及利稻が免除せられたものである。凶作其の他天變地異の有つた年に於ては、出擧の元本及利稻を免除せられたのみならず、場合に依ては、課役を免除せられた事も一再ではなかつたのであるが、以上の外中古の救貧事業として特に注目すべきものとしては、(イ)米藥の賑

出擧の元本及利稻又は課役の免除

給、(ロ)施藥院及(ハ)悲田所などを數へ擧げることが出來るであらう。

米藥の賑給

(一)　米藥の賑給。　政府は勿論のこと寺院及富豪等も屢々貧窮疾病者に對して米穀藥湯を給與した。文獻に依ると、文武天皇の慶雲二年八月(續日本紀三)元明天皇の和銅四年十一月(續日本紀五)、同和銅五年正月(續日本紀五)、元正天皇の靈龜元年九月(續日本紀七)、同養老元年十一月(續日本紀七)、聖武天皇の天平三年十二月(續日本紀十二)、同天平四年七月(續日本紀十二)、同天平六年四月(續日本紀十二)、同天平七年八月(續日本紀十二)類聚國史百七十三)、同天平十七年九月(續日本紀十六)、孝謙天皇の天平寶字元年十二月(續日本紀二十)、同天平寶字二年正月(續日本紀二十)、淳仁天皇の天平寶字四年五月(續日本紀二十二)、類聚國史百七十三)、稱德天皇の天平神護元年十月(續日本紀二十六)、光仁天皇の天應元年正月(續日本紀三十六)、桓武天皇の延曆六年三月及十月(續日本紀三十九)、嵯峨天皇の大同九年(類聚國史百七十二)、淳和天皇の弘仁十四年五月(類聚國史百八十六)、同天長二年四月(日本後紀纂下、類聚國史百七十二)、同天長五年七月(日本後紀纂下、類聚國史百七十二)、仁明天皇の天長十年五月(續日本後紀二)、同承和十一年六月(續日本後紀九)、同承和八年三月(續日本後紀十)清和天皇の貞觀十一年六月及十月(三代實錄十六)、宇多天皇の仁和四年五月(政事要略六十)、村上天皇の天曆十年七月(本朝文粹二)等に朝廷に於て貧窮、疾病者に對して米穀藥湯の恤給が行はれたことを知ることが出來る。

常時的及臨時的の賑給

政府の米藥恤給は、常時的のものと、臨時のものとに分つことが出來る。右に示したのは、多く臨時的のものである。　臨時的のものは主として(一)御卽位、改元等朝廷の御慶事(二)大瑞の現はれた時(三)天皇の不豫

崩御の場合(四)飢饉、天災地變又は戰亂惡疫流行の有つた場合に行はれた。前述淳和天皇の弘仁十四年五月に於ける米穀下賜の如きは、天皇の御卽位に因り、元正天皇の養老元年十一月の恤救は、改元に因り、聖武天皇の天平三年十二月の恤救は甲斐の國に於て黑身白髮尾の神馬を出し、之を以て大瑞の兆として行はれたものであつた。同じく聖武天皇の天平十七年九月の救恤は天皇の不豫に因るものであり、仁明天皇の天長十年五月の救恤は、飢饉の爲、淳和天皇の天長五年七月、仁明天皇の承和八年七月、淸和天皇の貞觀十一年十月の救恤は、地震の爲、光仁天皇の天應元年五月の救恤は主として改元の爲であるが又一面に於て蝦夷の首魁呰麻が陸羽地方に於て反亂を企て、諸國の百姓が其の討伐に加つて「久しく兵役に疲れ、多く家產を破」(同年同月改元大赦詔)つた爲でもあつた。

當時救恤を受けた者は主として(一)老者、(二)鰥寡、(三)孤兒、(四)癈疾者竝に(五)一時的の病者及飢者等であつた。前揭聖武天皇天平四年七月亢旱赦「天下」詔には「高年之徒、及鰥寡惸獨不能自存者、仍加賑給」と見え、天平寶字四年五月疾疫賑恤勅には「宜天下高年鰥寡孤獨癈疾及臥疫病者、量加賑恤」と誌され孝謙天皇天平寶字元年十月の詔勅中には「恤行旅病飢」の文字が挿入せられてゐる。勿論朝廷の御慶事及大瑞の現はれた場合などに於ては、單に自活し得ざる老者のみならず、貧家の老者に對しても、米穀財物を下賜せられるが常であつた。元明天皇の和銅四年十一月には、貧富の區別なく、八十歲以上の老者に對しては衣服食物を下賜せられ、光仁天皇の天應元年正月にも、貧富の區別なく、百歲以上の老者に對しては、粟三斛を、九十歲以上の老者に對しては粟二斛を八十歲以上の老者に對しては粟一斛を給與せられ、桓武天皇の延曆六年三月に

も、貧富の區別なく、左右京五畿内七道諸國の老者、百歳以上に對しては穀二斛を、九十歳以上に對しては穀一斛を、八十歳以上に對しては穀五斗を、給與せられたことが文獻に見える。自活し得ざる鰥寡、孤兒、癈疾者、病者及飢者に對しては、其の老幼、自活し得ざる程度に依て夫々米穀を恤給し、又病者に對しては藥物をも給與せられた。前掲桓武天皇の延暦六年三月存恤老幼詔には、「鰥寡孤獨、及癈疾之徒者、量其老幼三斗已下一斗已上。」とある。恤給に使用せられた米穀財物は、多く租入せられた米穀、調として上納した財物であつて、朝廷に於ては、京畿は、中央政府をして、地方は地方官吏をして夫々之を給與せられるのが普通であつた。元明天皇の和銅五年正月には、斯る自活し得ざる者に對して恤給せられたのみならず、死亡者を埋葬し、官吏をして病家を慰問せしめられた。

施藥院

(二)　施藥院。

施藥院は、中古に於て諸國の藥種を納めて窮乏の病者、孤兒棄兒等を施療收養した所であつて、或は「ヤクイン」とも訓むだ。

施藥院及次に述ぶべき悲田院の創設者は、聖武天皇の皇后光明子であつた。即ち施藥院は聖武天皇の天平二年四月に開設せられたものであつて、續日本紀に「始めて皇后宮職施藥院を置き、諸國に令して職封並大臣家封戸庸物價を以て草藥を買取り、毎年之を進せしむ」とある通り、初めは皇后の事業であつて、宮職及大臣家より其の資金を給進したものであつた。當時施藥院は興福寺の境内に設けられたものと思はれる。其は孝謙天皇の天平寶字元年十二月の勅に「普く疾病及貧乏之徒を救養せむが爲めに、越前國墾田一百町を以て、永く、山階寺施藥院に施す」と見え(續日本紀)山階寺とは、申す迄もなく興福寺の別名であるからである。吉田東伍博士の地名辭書には「悲田施藥兩院址。近代悲田

平城京の施藥院

院の名は城戸町に在れど、是れ中古此に移したるにて、古は興福寺の中に屬し、其北に在り。施藥院と同所歟。山階寺流記云、山階寺北門名悲田、門前町四町、爲病苦孤獨之徒爲勞養也と說明してある。光明皇后が千人の垢を落す浴室を建てられたと傳へらるるも此處である。奈良の施藥院は、帝都が平城京から山城の平安京に遷る迄存續してゐたことと信ぜられる。然し其の間此の施藥院が幾何の貧窮民及病疾者を救療したかに付ては、文獻不備にして審にすることが出來ない。

平安京の施藥院

平安京の施藥院は九條坊門南、西洞院の東に在り、九條殿に接してをつた。性靈集に「納言藤大卿有九條宅、……東隣施藥慈院」と見え、拾芥抄に「唐橋南室町西」と傳ふ。今の東寺稻荷旅所の東凡二町の地に當る。

此の施藥院は藤原冬嗣の私營施藥院に起源する。續日本紀仁明天皇承和三年五月の條に「故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣情深謙施義貴能施。遂乃折割食封千戸貯收施藥勸學兩院。藤原諸親絕乏者、同氏子弟勸學之輩量班與之」とあり、冬嗣が親族貧乏の者を收養する爲に施藥院を設け、食封千戸を割いて、一半は勸學院の費に一半は施藥院の費に充てたことを知ることが出來る。然るに淳和天皇の天長二年十一月に至り、冬嗣の私營施藥院を官に入れて、公營となし、使以下の官制を定められた。卽ち奈良施藥院が平安京に再興せられた譯である。天長二年の官制に依ると、施藥院の長官を使とし、其の下に、判官、主典及醫師各一名を置き、後、承和元年十一月の官制改正に依て更に主典一名を加へた（類聚國史三代格）。使は醫道四位以下を以て之に任じ丹波、和氣等の醫道諸家が之に補せられ、判官及主典はもと冬嗣の宣であつたが後勅して補欵せられるのが常であつた（藤原抄）。

貞觀九年三月には當時京中に男兒を路傍に捨てて犬馬の害喫に會

ふものがあつたので、檢非違使に命じて之を嚴重に取締り、若し捨兒あるときは、之を施藥院に送つて養育せしめられた。更に寛平八年閏正月には官符を下して左右看督及近衞等を遣はして京中を巡視せしめ、病者孤兒等の有無安否を知り、便に從ひて施藥院又は悲田院に送り、之を療養せしめられた（延喜式、類聚三代格）。又貞觀十七年冷然院（冷泉院の前名）が炎上したとき施藥院をして死者の葬儀を營ましめられたことも國史に見える。

私は施藥院廢滅の年を審にしない。吉田東伍博士も「何の比にや廢絕す」と述べてをられる（地名辭書四五頁施藥院址の條）。

平城京の悲田院

(三)　悲田院及悲田所。

大和國奈良の悲田院は、施藥院と同じく、聖武天皇の天平二年五月、皇后光明子の創設せられたものであつて、既記、山階寺流記に「山階寺北門名悲田、門前四町、爲二病苦孤獨之徒一爲二勞養一也」とある如く、矢張興福寺境內北に在つた。施藥院と悲田院との區別は後世に於ては明瞭でない。倶に病者孤兒、貧窮民を施療收養したものの如くであるが、本來、施藥院は、施藥施療所であり悲田院は、育兒養老院であつたやうに思はれる。

平安京の悲田院

京都の悲田院は平安京造營後奈良の悲田院を遷されたものなるべく、東西兩箇所に在つた。吉田東伍博士地名辭書十一頁悲田院址の條に「今扇町大應寺の地是なりとぞ（此なるは西悲田院なり。東院は洛東と云ふ。未詳）山陵志に「悲田院址今爲大應寺」とある。思ふに洛東の悲田院は早く廢絕したものであらう。拾芥抄には「在二鴨河西畔一施藥院別所也、養二孤子病者一也」と見える。

寛平八年閏正月官符を下して、京中の病者及孤兒等の有無安否を檢し、便に隨ひて施藥院又は東西悲田院へ送養せしめられたことは、既に

述べた(延喜式、類聚三代格)。延喜式には「凡東西悲田、毎年冬季所給古弊疊三十枚者、下二給施藥院一總計彼院及兩悲田當時所養病者孤兒定數〇今分給」とも見える。政府は僧侶をして悲田院の事務を所管せしめたものの如く、後世、變じて普通の寺となり、悲田寺又は悲田院と稱した。應仁亂に悲田、寺の名が見える。

地方の悲田所

悲田所は、地方に於ける病者孤兒貧窮民の療養所であつた。之に付ては喜多博士は「地方にも亦此種の療養所を設置せるありて之を悲田處と稱せり、天長十年五月武藏國司の公廨を割いて多摩入間二郡の界に設け公私行旅飢病者を收容す。京師の悲田院に倣ひし賑給の設備なり。後世朝綱の弛廢と共に此制を失ひ其名を存するに過ぎざりしがいつしか悲田寺と改稱せられ、餌取等の如き乞兒又は癈人の徒の寓居となるに至れり」と述べてをられる(大日本百科辭典悲田院の條)。私

武藏の悲田所

は當時悲田所が如何なる範圍と數とに於て地方に設置せられてをつたか殘念乍ら未だ審にすることが出來ない。武藏國多摩及入間兩郡界の悲田、所に付ては續日本紀に「天長十年五月、武藏國言、管内曠遠、行旅多難、公私行路、飢病者衆、仍於多摩入間兩郡界、置悲田所、建屋五宇、介從五位下、當宗宿彌家主、以下少目從七位上、大丘秋主、已上六人、各割公廨、以備糊口之資、須附帳出擧、以其息利充用相承受領、輪轉不斷、詔許之」と詳に見える。又延喜主税式には「武藏國悲田料四千五百束」とも有る。吉田東伍博士は、武藏悲田所を今武藏國北多摩郡東村山村南秋津附近と推定せられ(地名辭書二八一四頁南秋津の條)、同郡調布町附近飛田給を以て武藏悲田所に引き當てるは非なりと說かれてゐる(同書二八二〇頁國領の條)。鳥居龍藏博士の近業「武藏野及其有史以前」にも秋津を以て悲田所の地となし、行路病者收容の模様を述べてをられる。

悲田院及悲田所の名稱は何かの形式に於て後世迄も殘存したけれども、實質に於ては、ずつと早く、卽ち中世の末期に武士が興起し、紀綱が弛廢すると共に廢絕したものと信ぜられる。

第十一章　明治維新の改革と國民經濟

明治の維新(慶應三年(西曆一八六七年)十二月王政復古、明治元年(同一八六八年)八月明治天皇御卽位)は單に政治上のみならず、社會上及經濟上にも亦大きな革新を齎らした。

複雜煩瑣なりし德川封建社會の階級制度が撤廢せられ、明治三年公卿諸侯を華族(明治十七年之を公侯伯子男の五爵に分つ)と又諸侍を士族(卒族を含む)と爲し、百姓町人を平民と爲し苗字を稱することを許し尙翌四年には穢多非人をも解放して百姓町人と同樣に平民とした。而して明治四年には廢藩置縣が完行せられ、同五年には戶籍學制の外徵兵制度を樹立して國民皆兵の主義を復し、更に同九年には士民の佩刀を嚴禁した。

斯くの如く明治以降今日の社會には華族士族及平民の三者が存してをるけれども、此の區別は形式的となり重要性を失ひ（華族の戸主が貴族院議員と爲り又華族に位階勳等を授けらるゝ程度實際に於ては全く四民（德川時代の士、農、工、商）平等の世の中となつたのである。

明治維新の大改革は大名諸侯の特權と保護とを奪つたのみならず、從來少數の町人（卽ち商工階級）が專らした企業上の特權と保護をも奪つて了つた。而して誰でも志ある者は自由競爭の場裡に於て歐米の經濟組織を移入して企業を爲し得るに至り、各種の產業は面目を一新し玆に資本主義の社會が出現することとなつた（明治四年十二月華士族の農工商の業を營むことを許す）。

明治元年三井八郎右衞門が貿易商社を設立した。同二年三都等に於て爲替會社が設立せられ錢券及金券の發行を許された。同三年一月回漕會社が設立せられた。同年岩崎彌太郎が九十九商會を起した（後に三菱會社と改稱）。同四年四月堂島米會所が營業を始めた。同五年二月東京及橫濱間の鐵道竣成した。同年八月國立銀行を東京に創立し之を第一銀行と稱した。同六年三月東京商社が米の定期取引を始めた。同七年五月爲替バンク三井組が新築開業す。又大阪及神戶間の汽車が開通した。同年八月中外商行會社が設立を許され米の限月賣買を始めた。同年大倉組が支店を倫敦に置いた。同八年八月森有禮が商法講習所を設けた。同九年三月三井銀行が設立を許された。同十年五月第十五銀行が設立七月三井物產會社が設立せられた。同十年五月第十五銀行が設立を許された。大阪及京都間の鐵道工業が成つた。

斯くて巨額の資本を擁する會社企業が勃興し、機械に依り大量生產を

目的とする工場が到る所に建設せられ、資本家と勞働者との別を生じ、尙其の間に俸給生活者、中流の商工業者等が介在して中產階級を形くるに至つた。

而して各種の事業、卽ち製絲紡績及織物業（絹糸、綿糸、麻糸、毛糸の紡績、絹織、綿織、麻織、毛織、レイヨン類）化學工業（染料工業、曹達工業、加里工業、製燐工業類）機械及電氣工業、製鐵業、造船業、製紙業、製糖業、製粉其の他食糧品工業、製革業、醸造及飮料製造業、鐵道軌道索道及自動車業、海運業、電氣及電力業、瓦斯及水道業、鑛業、水產業、貿易業、金融業等は日淸及日露の兩役を經、更に歐洲大戰に遭遇し、幾多の波瀾曲折を經、消長隆替の跡を殘して誠に驚く可き發達を遂げたのである。

第十二章　明治四十年頃の國債取引と明治四十年頃の信託業

上　明治十年頃の國債取引

先頃私は或友人から明治十年八月刊行東京府公債掛の編輯に係る「公債證書取扱心得」なる和本（十九頁）壹冊を頂戴した。頗るの珍本であつて公債社債及株式の研究に興味を有する私に取つては勿論のこと、廣く我公債史を研究せられる方に取つても誠に貴重なる文獻と思はれるので、茲に其の極大要を紹介し併せて明治十年の公債取引及取扱が何んな程度であつたかを一瞥して見る。

國債沿革略に依ると明治十年末現在の我國債總高は大約二億二千六百萬圓であり、其の內壹千三百萬圓は外債であつて內債は二億壹千三百萬圓見當であつた。之を今日の國債總額五十八億六千壹百萬圓

（本年六月末現在」に比すれば全く同日の誤りでないけれども、明治十年と謂へば明治新政後間もない頃であり、其の頃に於て既に二億圓の國債が內地で流通するに至つたことは誠に素晴しい進歩と見て遣らねばならぬ。此の點に付該書の緒言には次の如く述べてある。

「公債證書の府下に融通する日に月に盛矣とす現今新舊秩祿の三公債にして府廳の所轄する殆んど二千萬圓、月に賣買を檢する概して百萬圓なり（著者註、本年六月末の東京國債取引所取引高長期現物共八千五百九十萬圓）然して民間未だ取扱ひに習熟せず煩數便を失ひ疎漏法に觸る、加るに本年金祿公債を發行するや測るに府下の證書七千萬圓に下らざるべし。此に於て債主（筆者註、公債所有人のこと）の心得に供せんと欲し之を公債條例に基き及び府廳の成規に依り其箇條を分けて二十となす」

之が此書刊行の目的であつて緒言は「此書に取り府下融通の繁盛に於て尙一鞭を加へんと欲するの徽意のみ」と結んである。

今試に此の書の內容を檢し之を今日の國債取引及取扱と比較すれば頗る興味あるものが少くない。先づ「新公債は四朱の利息付にして明治五年より同二十九年迄二十五ヶ年を程限となし」云々との文句が目につく。今日期限と謂ふ可き所を斯く程限と謂ひ、又元金の償還を元金の拂戻、利息の支拂を利賦金下渡、證書の交付を證書の下渡、利札を小札と呼び、尙「債主」即ち國債所持人が元利金の受領其他に關し官廳に差出す書面には必ず「華士族平民」と其の族籍を明にすることを要した。利息の支拂又は證書の交付を下渡と謂ひ族籍を書かしむるなど官尊民卑の封建的遺風御役所萬能式の遺口が遺憾なく表はれてをるのも面白い。

次に此の書は利息の支拂に關し斯う述べてをる。

「新公債の利息金は年々兩度の拂渡となす、前半期分は六月一日より十五日迄、後半期分は十二月一日より十五日迄とす、故に前半期の節は四月一日より後半期の節は十月一日より何れも渡濟迄該證書の讓渡賣渡届出を見合すべし」

當時國債は多く登錄式で、其の讓渡には一定の手續を要し其の手續は今日の名義書替手續に該るものであるが利拂期日から二ヶ月も前から其の書替手續を停止することは所持人から見て非常に不便なことであつたらう。固より今日の如く頻繁に轉轗流通することも無かつたらうけれども。

又此の書は國債の抽籤(くぢどり)償還に付次の如く述べてをる。

「新公債は……明治八年より二十二ヶ年間に政府の都合に因り毎年或は隔年に抽籤(くぢどり)の法を以て元金を拂戻すものとす……

抽籤の法は大藏省の都合に因り其年拂戻すべき金高を定め其金高に全國中證書の種類記番號を部分配當し籤を制す東京或は大阪等證書の金額最も多き場所に於て國債局の官員出張して其地方の長官及び公債掛立會の上其管下の債主に於て證書所持高多數の者十人以上を選み全國債主の惣代人と定め眼前に於て抽籤を行ふ的籤(あたりくぢ)定て後惣代人は連署して抽籤法の公正なることを保證するものなり。的籤の證書は更に其種類記番號を詳かに布達或は新聞紙等を以て報告すべし證書所持の者は明細書を認め速に届出へし。的籤の證書其年の利金は抽籤法施行の月迄月割を以て下渡すものとす」

大體抽籤方法は今日と同樣である。抽籤立會人として十人以上の

國債所持者を選出し之をして抽籤の公正を保證せしめたのは面白い。

又既に一寸申上げた通り國債の賣買は官廳に檢印を願出なければならなかつた。而して其の檢印願出は短い日限があつた。卽ち次の通り。

「公債證書を府下にて賣買する者は雙方示談整ひし上賣主より其證書の金高枚數種類記番號を明にし及び買主の宿所姓名等を記載し檢印を願出へし公債掛に於ては本日檢印致し難きものは證書持參の日を豫定して(十萬圓以上の巨額と雖も三日を過ぎざるを成規とす)日割の券を與ふ賣主は證書面に書入をなし……日割の日に卽て證書を持參し檢印を受へし」

東京府下の賣買でも三日といふ日限(之には若干の例外がある)は短きに失しやう。次に東京府下の者が國債を他府縣の者に賣渡す手續は大體右と同樣であつたが、たゞ其の外兩府縣廳間に送達の手續を要した。以上掲げた「賣買讓渡の手續を厭ひ密に相對のみの取引を爲した者は裁判の上其元高三割(卽ち十分の三)以下の罰金を命ぜられた。仲々重い制裁である。國債の相續手續は右述賣買手續に準じた。

國債證書の滅失盜失紛失毀損等に因り代り證書の交附を願出づる手續も今日と大差ない。國債證書の變造、贋造に付ては次に示す通り重き制裁を加ふべき旨が認められてをつた。

「何人を論ぜず、此公債證書を贋造し又は人をして之を模擬せしめ又は人の贋造するを助け又は贋造と知りて通用せしめ又は證書の圖面文字を變換せしめ又は變換せしと知りて之を通用し其他似寄の板版紙品雛形の圖面文字等を所持する者は都て裁判の上法に處すべし」

尙最後に興味あることは「凡そ旅行の者留守心得を定め區務所へ屆置は一般の成規たるを以て留守心得の者代理受取を爲には呼出郵書本人名前の側に留守心得何某と記入し實印を鈐し區務所の捺印を受けよと謂ふ御注意である。留守中と雖も證書の交付元利金の受取等に支障を起さしめ官廳の世話とならぬ樣豫め留守心得者を屆出置くことを慫慂するに至つては之れだけでも當時の國債取扱の程度を窺知するに充分であると思ふ。

下　明治四十年頃の信託業

十日許り前私は偶然街頭の古本屋から明治四十年三月敎文館刊高木正義氏著「信託會社要義」一部を手に入れることが出來た。該書の公刊が池田博士不朽の名著「擔保附社債信託法論」に先つこと二年、カークブライド(E. B. Kirkbride)及ステエレット(J. E. Sterrett)兩氏合著「近世信託會社論」(Modern Trust Compnay)に後れること二年である點に先づ注意しなければならぬ。

該書は僅に百二頁の小冊子であつて之を八章に分ち、(一)信託會社の性質、(二)其の成立及利益、(三)其の業務及方法、(四)信託資金の運用、(五)其の機關、(六)法制一班、(七)本邦信託事業の現況及(八)信託會社設立の必要を說き別に緖言及結言が添へてある。全體を通じ主として米國に於ける信託業務の簡單なる紹介であつて其の所說は前揭「近世信託會社論」に負ふ所だ多いやうに見える。

該書の公刊せられた明治四十年頃は丁度我信託業の極搖籃の時代であつた。明治三十三年制定の日本興業銀行法中に初めて「信託」なる文字が用ひられ、同行が本邦最初の信託業兼營銀行として設立せられたのも明治三十五年のことであつた。丁度該書の公刊から五年前に

當る。又擔保附社債信託法の制定を見たのは明治三十八年であるから之は該書の公刊から二年前に過ぎない。當時日露戰後の外資輸入熱に驅られ關西鐵道株式會社及北海道炭礦鐵道株式會社は同法に依り夫々英國に於て外債壹百萬磅を募集した。又日本興業銀行其の他を通じ東京市債横濱市債の如き外債もみな英國で募集を見た。之に關して該書は「日本興業銀行の外之と同一の目的を以て營業を開始したるものあり、日英金融會社則ち是れなり、同社は國又は市、其他の公共團體、會社商店等の發行する債券、株式の應募、引受、所有、貴賣、保證等凡て資本家又は金融に關する事務を營むものの爲すべき一切の業務を始め仲買業及託信業等の業務を營むを目的として設立せられたるものなり、其の資本金六百萬圓の四分の三は英國資本家出資し其四分の一は我が邦資本家の出資に係り恰も日本興業銀行がゴルドン商會を大株主と爲して外資輸入を計畫するが如く、日英合同の資本を以て日本滿洲及韓國其他を相手として事務を營むものとす、特に其貸付の長期にして三十年又は四十年期限とする如き注意すべき點なり。是れ信託會社的事業の本邦に於て漸く發達せんとする兆候」だと述べてある。

外資輸入熱と信託業熱との關係が仲々詳細に誌されてゐる。

又保護預業務も此の頃から漸次一般に行はれ出したものらしい。該書は「橫濱正金銀行は疾くより保護預庫を設けて貴重品の預りを爲し日本興業銀行は去明治三十七年四月以來信託倉庫を開設して貴金有價證券諸緊要文書其の他の貴重品を收藏することと爲し第一銀行、安田銀行等引續いて同性質の業務を開設したり」と傳へてゐる。

又日本に於て最初に「信託會社」の商號を用ひた會社は明治三十八年五月設立の東京信託會社であつた。之は私も豫々指摘して置いた所

である。此の點に付て該書は「是より先き東京信託社なるものあり、專ら三井銀行所有の土地家屋に付き管理業務を營みしが、明治三十八年五月に至り資本金百五十萬圓を以て東京信託會社設立せられ東京信託社の營業全部を引繼き三井銀行所有の東京市內貸地貸家の全部及華旅方を始め多數資產家の所有する許有の土地を管理し之に附帶の諸件を取扱ふこととなれり」と謂つてゐる。更に該書に依ると當時に於ける東京信託會社の營業種類は次の通りであつた(東京信託會社は今日の日本不動產會社である)。

一協定せる方法に依つて資金を運用するの委任を引受くること
二一般財產の管理を引受くること
三建物の管理を引受くること
四財產の整理及處分を引受くること
五土地建物の改良整理を引受くること
六不動產代理貸付金
七土地建物の賣買貸借
八土地建物賣買の紹介
九其他の諸件(不動產を擔保とする債權賣買、土木等の建築工事の設計及監督、土地建物の評價、測量並に製圖、其他附帶の事項)。

尙此の書は「昨年神戶信託會社の創立あり」と誌す。

然し乍ら其の頃世間では未だ信託の何物たるかを充分會得してゐらなかつた。日本興業銀行法に初めて「信託なる文字を使用したが信託業の範圍に付ては何等定める所がなく、同行は主として有價證券に關する信託業を營むでおるに過ぎなかつた。又擔附社債信託法の規定する所謂會社信託(Corporate trust)の一部分に止まる。從て「信託會社」

と稱するものの其の營む所は純粹の信託業務でなく可成りいい加減のものであつた。夫れで該書の著者は米國に於ける「信託會社の業務は單に外資輸入の周旋を以て唯一の職分とするものにあらず、或は個人の遺産財産を管理し或は遺言執行者となり或は未成年者及び不具者に對する後見人、保佐人となり、或は信託委權者となるのみならず多少の制限ありと雖も一般銀行業を營むの外(中略)債券株券の發行及其所有權移轉の取扱より會社の合併及其組織變更等を管理し、又株券及び債券登錄利札支拂に關する代理人となり若くは有價證券及貴重品の保管等種々重要の業務あり」と說明し、一轉して、我が當時の信託業に言及し「彼の喜に債券發行と貴重品の保管を以て信託會社唯一の業務とし又は土地の賣買貸借の周旋甚しきは婚姻の媒介を營みて信託會社と命名するが如きは未だ其一を知りて其二を知らざるもの」と鋭く扱下した(傍點は筆者が附した)。

該書の誌す所、斯樣に我語期の信託業を回顧することが出來て甚だ興味深いものがある。

日本國民經濟小史　(終)

昭和五年一月一〇日印刷　日本國民經濟小史
昭和五年一月一五日發行　定價一圓

著作者　栗栖赳夫
發行者　磯貝吉之進
印刷者　古木三善

文正堂印刷所

發兌　啓明社
東京・櫻田本郷町・櫻田館四階
振替東京七四三六一番
電話銀座三五四一番

中央大學教授 栗栖赳夫著 **社債及其救濟論** 定價二圓八十錢 送料二十四錢

法學士 栗栖赳夫著 **會社財政及其整理論** 定價二圓七十錢 送料二十四錢

中央大學教授 栗栖赳夫著 **日本金融制度發達の研究** 定價一圓七十錢 送料十八錢

三菱信託調査課長 吳文炳著 **信託及其事業** 定價二圓三十錢 送料二十四錢

立教大學教授 竹村豐太郎著 **經濟生活の原理** 經濟原論概說 定價四圓三十錢 送料二十八錢

法學博士 瀧本誠一編纂 **日本經濟大典** 全五十三卷 會費每月十二圓 送料四十五錢

小川鄉太郎校閱 笹原正志著 **銀行法通釋** 定價四圓三十錢 送料二十八錢

中央大學教授 栗栖赳夫著 **會社法比較研究** 定價一圓七十錢 送料十二錢

發行所

東京芝櫻田久保町 櫻田館內
振替東京七四三六一番
電話銀座三五四一番

啓明社

600
24